



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
7月30日
第25号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告示	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨（森林保全課）	1
○ 公告	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	2
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（住宅課）	2
建築士免許取消し公告（建築課）	2
○ 健康福祉事務所告示	3
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（甲賀）	3
○ 農業農村振興事務所公告	3
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	3
○ 土木事務所公告	3
道路の位置の指定公告（湖東）	3
○ 公安委員会規則	4
※滋賀県金属屑回収業条例施行規則の一部を改正する規則（警務課）	4
○ 病院事業庁規程	4
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	4
○ 正誤	4
令和元年6月28日付け第16号一般競争入札の公告中	4

告示

滋賀県告示第110号

平成30年滋賀県告示第469号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市吉槻字前谷2023、2024、2032
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第469号のとおり

滋賀県告示第111号

平成31年滋賀県告示第43号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町勅旨字北谷545-25、545-65

2 通知の内容の要旨 平成31年滋賀県告示第43号のとおり

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年7月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 彦根ファッションモール 彦根市高宮町字一丁地2052ほか11筆
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 当施設から発生する事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項」の規定に基づき事業者の責任において適正に処理すること。
 - (2) 平成27年4月1日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱（平成26年彦根市告示第92号）」に基づき大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が1,000㎡を超える場合は「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年4月末までに市民環境部生活環境課へ提出すること。
 - (3) 地域の環境へ引き続き配慮すること。特に夜間は、店舗騒音以外にも来客の集団での会話、車両の空ぶかし等による騒音を抑えるよう、引き続き来客者に協力を求めること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 - 彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町2番28号
- (2) 縦覧期間 令和元年7月30日から令和元年8月30日まで

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年7月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府京都市伏見区淀木津町193番地 井出毅志 草津市木川町834番地 愛荘開発株式会社 代表取締役 久保内信子	愛知郡愛荘町愛知川字采女647番の一部、字大柳789番10の一部、789番48の一部	23,548.72㎡	令和1.7.23	6540

建築士免許取消し公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

令和元年7月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和元年7月22日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 大久保清吾
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第8549号

3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第3号に基づく届出があったため

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年7月30日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
コンシェルジュしがらき	甲賀市信楽町 長野1532番地 15	株式会社コンシェル ジュしがらき 代表取締役 西本孝 雅	甲賀市信楽町 長野1365番地 20	通所介護	2571400643	令和1.7.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和元年7月30日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎木 秀 和

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	邑田 利雄	東近江市小脇町1067番地
〃	野村 宗治郎	同 所938番地
〃	田中 常雄	同 所1354番地
監事	藤井 益雄	同 所1345番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	邑田 裕昭	東近江市小脇町816番地
〃	小椋 正行	同 所657番地1
〃	今宿 重夫	同 所581番地
〃	畑 博夫	同 所1478番地
監事	邑田 利雄	同 所1067番地

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和元年7月30日

滋賀県湖東土木事務所長 中島 智 史

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
---------	---------	---------	-------

愛知郡愛荘町東円堂字東出1794番、1794番4、
1795番4、1795番11、1795番20、字中堂1904
番

120.53m

6.00m

令和1.7.23

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県金属屑回収業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月30日

滋賀県公安委員会委員長 堀 井 とよみ

滋賀県公安委員会規則第6号

滋賀県金属屑回収業条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県金属屑回収業条例施行規則（昭和31年滋賀県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号から別記様式第7号までの様式、別記様式第9号、別記様式第11号および別記様式第12号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「滋賀県公安委員会殿」を「(宛先) 滋賀県公安委員会」に改める。

別記様式第14号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「警察署長殿」を「(宛先) 警察署長」に改める。

別記様式第16号および別記様式第17号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「滋賀県公安委員会殿」を「(宛先) 滋賀県公安委員会」に改める。

別記様式第18号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第1号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月30日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

第21条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 病院事業庁長は、第1項の規定により与えられた年次有給休暇の日数が10日以上である職員に対し、当該年次有給休暇を請求することができる日から1年以内の期間に、当該年次有給休暇の日数のうち5日（前項の規定により年次有給休暇を与えた場合にあっては、当該与えた日数を控除した日数）について、その時季を定めることにより与えなければならない。この場合においては、あらかじめその時季について当該職員の意見を聴いた上で、その意見を尊重するよう努めなければならない。

付 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

正 誤

令和元年6月28日付け第16号一般競争入札の公告中

ページ	行	誤	正
6	13	2,851,800キロワット時	2,855,600キロワット時
8	下から14	2,851,800kWh	2,855,600kWh